

## 12 行政処分と罰則

産業廃棄物を不適正に処理している場合は、改善命令や措置命令などの行政処分を受けることがあります。また、法律により罰せられることがあります。

なお、法人の代表者又は法人（個人経営にあっては事業主）の代理人、使用人その他の従業員が、その法人（個人経営にあっては事業主）の業務に関し違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人（個人経営にあっては事業主）も罰せられます。（両罰規定）

| 違反の内容  | 罰則  |
|--|---|
| 法第25条<br>第1号 無許可営業<br>第2号 不正手段による営業許可取得<br>第3号 無許可事業範囲変更<br>第4号 不正手段による事業範囲変更許可取得<br>第5号 事業停止命令違反・措置命令違反<br>第6号 委託基準違反<br>第7号 名義貸しの禁止違反<br>第8号 施設無許可設置<br>第9号 不正手段による施設設置許可取得<br>第10号 施設無許可変更<br>第11号 不正手段による施設変更許可取得<br>第12号 無確認輸出（未遂を含む）<br>第13号 受託禁止違反<br>第14号 不法投棄（未遂を含む）<br>第15号 不法焼却（未遂を含む）<br>第16号 指定有害廃棄物の処理禁止違反 | 5年以下の懲役<br>1,000万円以下の罰金<br>又はこの併科               |
| 法第26条<br>第1号 委託基準違反、再委託禁止違反<br>第2号 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令・措置命令違反<br>第3号 施設無許可譲受け・無許可借受け<br>第4号 無許可輸入<br>第5号 輸入許可条件違反<br>第6号 不法投棄・不法焼却目的収集運搬  | 3年以下の懲役<br>300万円以下の罰金<br>又はこの併科                 |
| 法第27条<br>無確認輸出予備   | 2年以下の懲役<br>200万円以下の罰金又はこの併科                     |
| 法第27条の2<br>第1号 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載<br>第2号 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※収集運搬）<br>第3号 管理票回付義務違反<br>第4号 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※処分）<br>第5号 管理票・同写し保存義務違反<br>第6号 虚偽管理票交付<br>第7号 管理票不交付受託<br>第8号 虚偽管理票写し送付・虚偽報告<br>第9号 電子管理票虚偽登録<br>第10号 電子管理票報告義務違反・虚偽報告<br>第11号 管理票に係る勧告の措置命令違反  | 1年以下の懲役<br>100万円以下の罰金                           |
| 法第28条<br>第2号 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反  | 1年以下の懲役<br>50万円以下の罰金                            |
| 法第29条<br>第1号 欠格要件該当届出・事業場外保管届出義務違反、虚偽届出<br>第2号 施設使用前検査受検義務違反<br>第3号 施設計画変更等命令違反<br>第4号 処理困難通知義務違反・虚偽通知<br>第5号 処理困難通知保存義務違反<br>第6号 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出<br>第7号 事故時応急措置命令違反   | 6月以下の懲役<br>50万円以下の罰金                            |
| 法第30条<br>第1号 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反<br>第2号 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出・虚偽届出等義務違反<br>第3号 施設定期検査受検拒否・妨害・忌避<br>第4号 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反<br>第5号 処理責任者等設置義務違反<br>第6号 有害使用済機器保管等届出義務違反・虚偽届出<br>第7号 報告拒否・虚偽報告<br>第8号 立入検査拒否・妨害・忌避<br>第9号 技術管理者設置義務違反  | 30万円以下の罰金                                       |
| 法第32条（両罰規定）<br>第1号 無許可営業、不正手段による営業許可取得、無許可事業範囲変更、不正手段による事業範囲変更許可取得、無確認輸出（未遂を含む）、不法投棄（未遂を含む）、不法焼却（未遂を含む）<br>第2号 第25条から第30条までの違反行為（(1)を除く。）  | (1) 3億円以下の罰金刑（法人）<br>各本条の罰金刑（個人）<br>(2) 各本条の罰金刑 |
| 法第33条<br>第1号 事業場外応急保管届出・土地形質変更届出義務違反、虚偽届出<br>第2号 多量排出事業者処理計画提出義務違反・虚偽記載<br>第3号 多量排出事業者処理計画実施状況報告義務違反・虚偽報告  | 20万円以下の過料                                       |
| 法第34条<br>登録廃棄物再生事業者に係る名称独占規定違反   | 10万円以下の過料                                       |

※法第28条第1号及び法第31条の情報処理センターに関する罰則は省略。